

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支障事例		見解	
													見解	補足資料
25	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	自作農創設特別措置法に基づく農地に関する自作農財産紛争処理等連絡協議会開催に関する届出の簡便化	自作農創設特別措置法により農地を買取した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消滅し、二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を削除することについての承諾書を徴集する必要があり、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うこととなっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多くなり、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮問が必要であるが、不透明性のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、農地土壌改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	公共事業をはじめとする土地取引の内訳化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。	自作農創設特別措置法第10条、同令施行規則第4条、法務局民事行政部長通知(平成25年5月11日付け登記第339号)、農林水産省所管の不動産登記の嘱託職員を指定する省令第33号	法務省、農林水産省	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県		福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県	<p>○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買取地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買取後に旧所有者から旧所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。</p> <p>○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には適宜な負担となっている。</p> <p>提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。</p> <p>○現在、不法占有等において案件の一つ一つを解消していくこととする場合、その案件に対しての人員や時間等も含めた労力が多大に消費されたような状況が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事例が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効取得すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。</p>	<p>国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「自紛」という。)を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の職任をする。自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係るの所在地を管轄する法務局、農政局及び都道府県の委員のみ(それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席)で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行なったこと。</p> <p>その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。地方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消滅の義務化については、被買取者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記章の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。</p>	<p>第1次回答で示されている出席対象者の縮小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があった場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。</p> <p>自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係るの実態調査は、関係府省において地方農政局・地方法務局・都道府県等に對して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。</p> <p>また、登記官による登記の職権消滅に関しては、</p> <p>① そもそも、二重登記名義人(以下「名義人」という。)が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせて法的に無効なものであると考えられる。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。</p> <p>② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法(以下「法」という。)第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。</p> <p>一方、本件においては、法務局をメンバーを含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、名義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、名義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。</p> <p>協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、名義人に所有権があるとするとした登記を公示し続けることは、公示を無効に取引をすすめる者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。</p> <p>そもそも、二重登記の状態が出現させたことについて、都道府県に責任はないし、現実的に登記を解消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消滅するよう、前向きに検討いただきたい。</p>	
53	B 地方に対する規制緩和	その他	外国人受入環境整備交付金の提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月19日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出が指示されているが、この時期には提出できないものがあるほか、当該書類には、個別事業の予算額等について記載がない。同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算(抄本)」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。	提出書類が明確化されることにより、国への代替書類の確認等が不要になり、担当者が変更となった際等にも、事務が円滑化する。	令和2年1月23日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡、令和2年2月28日付け出入国在留管理庁在留管理支援部事務連絡	法務省	秋田県、兵庫県、大山市、井川町、羽後町		花巻市、福島県、相模原市、浜松市、三島市、湖西市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県	<p>○提出書類が明確でないため、明示するなど改善願いたい。</p> <p>○事務の円滑化のために、添付書類について現実に合ったものを選定の上、明示していただきたい。</p> <p>○当県についても、交付金の申請及び実績報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算要求説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書など代替書類を提出している。 <p>○当県においても、同交付金の申請等に当たり、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」等の内容を、毎回、国に確認している。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、交付決定及び交付金額の確定手続時に予算・決算措置がされることを確認することとされているため、歳入歳出予算・決算(見込み)書を添付資料として明示しているところ、御意見を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることとする。</p>	<p>御回答のとおりQ&Aなどに代替書類の明示をしていただくなど、都度問い合わせを必要としないよう速やかに提出書類の明確化をお願いしたい。</p>	

法務省 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
							措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>〇自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する基準、都道府県が時効完成と判断したか自紛への付随に生じた案件・件数等について、必要最小限度で早急に調査した上で、その結果を踏まえ、迅速かつ円滑な処理を図る観点から、自紛に係る制度及び運用の見直しについて検討し、2次ヒアリングまでに見直しの方向性を示していただきたい。</p> <p>〇法務局の欄外登記看過による二重登記について、都道府県に差控書の徴収事務を負担させる運用は、不合理である。したがってそのような場合に、原因者である法務局が責任をもって二重登記を解消することについて、2次ヒアリングまでに検討いただきたい。</p>	<p>近年、自作農財産紛争処理等連絡協議会(以下「協議会」という。)を開催した地方農政局及び都道府県に対し、時効取得事業の処理の実態調査を実施中である。調査結果を踏まえ迅速な事業処理を行う観点から、①事業に関係する地方農政局、法務局及び都道府県の3者による事前調整を行う仕組み、②①の事前調整に当たり、都道府県が提出する必要がある書類の範囲の明確化、③協議会の開催の進め方について検討する。</p> <p>なお、第三者が買受動向に応じず、かつ、事前打合せや協議会において時効取得が認められない案件は、当該土地の所有権の帰属に争いがあり、裁判によって解決するほかにないものがあることから、都道府県に対し、登記の属託のための承諾書の取得に係る事務を求めないこととすることで、都道府県の事務負担の問題は解消されるものと考えられる。</p> <p>この場合において、協議会における手続に訴訟と同様の手続保障や法的な効力が認められない以上、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる法務局における職権削除の義務化のような制度の創設は困難であり(最判昭和37年1月23日民集第16巻第1号110頁)、国が第三者を被告とする抹消登記手続請求訴訟の提起をすることで解決が図られるべきである。</p>	<p>5[法務省] (4)農地法(昭27法229) 自作農創設特別措置法に基づく買収による登記が看過され、占有者等への所有権の移転の登記(以下「二重登記」という。)がされた国有農地については、以下の措置を講ずる。 ・占有者等の登記の抹消に係る承諾書の取得などの二重登記を解消するための事務は都道府県の管理事務に含まれないことを、地方農政局及び都道府県に通知する。 ・二重登記に關し占有者等への売払いや自作農財産紛争処理等連絡協議会における時効取得に関する手続が利用可能であることについて、法務局及び地方法務局において占有者等に情報提供することとし、その旨を法務局及び地方法務局に通知する。 【措置済み(令和2年12月4日付「法務省民事局長事務第二課事務連絡、令和2年12月4日付「農林水産省経営局長通知」)】 (関係府省：農林水産省)</p>	通知	令和2年12月	<p>「自作農財産に係る取得時効の取扱いについて」(昭和51年9月21日付け51横改B第1058号、農林水産省構造改善局長通知の一部改正[令和2年12月4日付け2経営第2210号])</p> <p>「自作農財産紛争処理等連絡協議会の設置運営について」(昭和51年9月30日付け51横改B第1068号、農林水産省構造改善局長通知の一部改正[令和2年12月4日付け2経営第2210号])</p> <p>「自作農創設特別措置法による買収嘱託登記を看過し、第三者への所有権の移転の登記がされている土地の二重登記の解消について」(令和2年12月4日付け法務省民事局長事務第二課事務連絡)</p>	
					御見解を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることしたい。	<p>5[法務省] (8)外国人受入環境整備交付金 外国人受入環境整備交付金については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、「外国人受入環境整備交付金Q&A」(出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課)において、交付申請及び事業実績報告に係る提出書類の例示を追加し、地方公共団体に令和2年度中に周知する。</p>	外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)	令和3年1月18日	「外国人受入環境整備交付金Q&A(令和3年1月版)」Q26に記載	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。</p> <p>○記入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。</p> <p>○パートタイムの郵便局職員を地方公務員(パートタイムの会計年度任用職員)として採用する運用ができないか検討いただきたい。</p>	<p>【総務省】 一次回答のとおり、住民基本台帳法上の届出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調整される住民票や市区町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基盤(トラストアンカー)となるものであるから、対応による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分のものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。</p> <p>このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。</p> <p>また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに地味性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいづれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。</p> <p>【法務省】 ③について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。したがって、要望に応じることは困難である。</p> <p>④について 戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各府省から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。</p> <p>したがって、要望に応じることは困難である。</p> <p>なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当事としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立憲事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。</p>	<p>5【法務省】 (6)地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 代理人による戸籍謄本等の交付の請求の受付等(2条1号)については、郵便局における取扱いを可能とし、その旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:総務省)</p>	<p>通達</p>	<p>令和3年3月17日</p>	<p>「地方公共団体の戸籍事務の郵便局における取扱いについて」 令和3年3月17日付法務省民一第529号法務省民事局長通達</p>	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補正資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
						措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		現在作成を進めている地方公共団体向けの手引きにおいては、地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体が遺留金を管理するに至る経緯を分類した上で、その根拠となる法令(生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律等)や、地方公共団体が井済供託制度又は相続財産管理制度を利用して遺留金を処理するための必要な手続等について、わかりやすく整理し、周知することを予定している。また、既に地方公共団体が保管している遺留金や、様式等の有価証券についても井済供託をすることは可能であり、これらについても、地方公共団体向けの手引きにおいて情報提供を行う予定である。電子マネー(※)の取扱いについては、様々な検討が必要であるものの、電子マネーの事業者において地方公共団体に当該電子マネーの払戻し等を行うことが可能な場合には、払戻し等の後の現金について井済供託をすることが可能であると考えられる。相続財産管理制度については、引き続き、法制審議会民法・不動産登記法部会において、制度の合理化に向けた調査審議がされているところである。(※)資金移動業者が提供するアカウントの残高及び振込支払手戻(いわゆるプリペイドカード)の未使用残高。	5【法務省】 (1)民法(明29法89)、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明22法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭29法48)及び生活保護法(昭29法144)、 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金等(※)の取扱いについては、以下の措置を講ずる。 ・省令を改正し、算戻(制)生活保護法(19条)を行った場合であって、遺留金等(※)を保護費に充当し、なお残余を生じたときには、相続財産管理制度だけでなく井済供託制度についても活用可能とする。 【措置済み(生活保護法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第199号))】 ・市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は井済供託制度(民法494条)を活用して遺留金等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:厚生労働省)	事務連絡	令和3年3月31日	「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について」(厚生労働省医業・生活衛生部生活衛生課・社会援護局保護課連名事務連絡)を発送した。	
【大牟田市】 回答のとおり、相続人が不存在又は相続人全てが死亡の場合については、地籍調査作業規程第30条4項に規定する「所有者等の所在が明らかでない場合」により調査を行うものとするが、筆界を明らかにする客観的な資料が存在しない場合は、この規定によることができない。また、相続財産管理人が選任されることで、その財産が処分又は活用され、所有者不明土地の解消にもなるため、引き続き、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権の付与について検討されたい。	【全国市長会】 近年の豪雨災害等により、相続人不存在の土地が遺留工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。		地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を一律に付与する旨の明文の規定を国土調査法に設けることについては、土地の所有者等の確認を得るために相続財産管理人を選任することは調査の手続としては迅速であり多大な時間と費用を要することから、地籍調査の円滑化・迅速化を図る観点から慎重な検討を要するものと考えられる。地籍調査団その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、ご指摘のとおり地籍調査作業規程第30条第4項は適用されないが、調査対象地域の調査結果を早期に確定するため、一部につき筆界未定とすることは、否定すべきものではない。同条の解釈及び客観的な資料に関する登記所との事前相談については、今年度中をめどに取扱いを明確化する文書を出したい。なお、地籍調査を実施した結果、筆界の確認が困難であったため、筆界未定として表示されることとなった場合においても、本年9月29日に施行される改正不動産登記法の規定に基づき地方公共団体が自ら筆界特定の申請を行い、その解消を図っていくことも考えられる。	5【法務省】 (3)国土調査法(昭26法180) 地籍調査における筆界の確認(地籍調査作業規程第32条(昭22総理府令71130条))については、登記簿上の土地の所有者が死亡し戸籍上相続人のあることが明らかでない場合(相続人全員が相続放棄をした場合を含む。)も、同条4項の「土地の所有者の所在が明らかでない場合」に該当することを明確化するため、「土地所有者等の所在が明らかでない場合」における筆界の調査要領(平23国土交通省土地・水資源局)を改正し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (関係府省:国土交通省)	通知	令和3年1月29日	「土地の所有者その他の利害関係人及びこれらの者の代理人の所在がいずれも明らかでない場合における筆界の調査要領(令和3年1月29日付国土交通省令第435号)」(「土地所有者等の所在が明らかでない場合における筆界の調査要領」(平23国土交通省土地・水資源局)を改正)		

各府県からの第1次回答書に含まれた追加提案団体からの見解	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(追加事項)	各府県からの第2次回答書	令和2年の地方からの提案に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況		
						これまでの措置(検討)状況			今後の予定
	<p>【全国知事会】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。</p> <p>また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方が自らその自主性及び自立的性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。</p>		<p>【全国知事会】 ○計画の策定に係る努力義務規定や「できる規定」は、法的に各地方公共団体に計画の策定等を義務付けるものではなく、各地方公共団体の判断に委ねられるものとするべきではないか。 ○地方公共団体は関係者と調整を図りながら必要な施策を計画的に講じており、計画の策定に関する規定は不要ではないか。 ○計画の策定に係る規定を存置する場合でも、各地方公共団体の総合計画をはじめとする既存の計画や会議の集約結果等を法律等に基づく計画とみなすことを可能にするなど、計画策定に係る各地方公共団体の事務負担を軽減する方策について検討すべきではないか。また、特に市町村における計画策定については一層の配慮が必要ではないか。 ○計画の策定等のタイミングや計画の期間については、各地方公共団体の判断に委ねられていることを改めて明確に示すべきではないか。 ○複数の法定計画を各地方公共団体において一体的に策定することも許容されていることだが、各地方公共団体は、策定等に当たり各法律等の内容に配慮する必要があるとともに、各大綱等の改定に伴い計画の改定を求められるという実態がある。围において、法定計画の統合、大綱等の改定時期の統一など、地方公共団体の事務負担を軽減するための見直しが必要ではないか(③、④、⑤、⑥に基づく計画)。 ○第3次勧告に照らして適当でない公表の義務付けについては見直すべきではないか(①、③、④に基づく計画)。</p> <p>【内閣府】 ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律「DV防止法」に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の効率的な実施を図ることとなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であると考えられ、平成16年の議員立法による改正法において、盛り込まれたものである。基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力及び被害者保護の施策を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的に広域管轄等から、個別のケースに対して行われる一時保護、広域多量にわたるものであり、また、こうした施策を効率的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連携させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。また、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に對して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとしており、義務付けの存置を許容するものとして整理されているが、現状もその状態が継続している。 一方、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能(既に多くの都道府県で実施済み)であり、計画期間(有無を含め)や計画改訂等の時期は、都道府県の裁量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととした。また、この範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量と認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えられている。 また、計画の策定・変更の場合には、速滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民が地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に把握することができるようになり、それぞれが立場で、配偶者からの暴力の防止被害者に対する保護・支援と適切に調音することが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考ええる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条) 法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方公共団体の進捗から、それぞれ地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについては、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものであれば、法律等に基づく計画とみなすことも可能である。このことについては、これまで各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨を回答してきており、今後も適切に回答してまいりたい。なお、今後都道府県の事業計画等の取組事項を併せてまいりたい。その上で、計画の策定・改定も、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものとする。また、当該自治体の判断の下で、適切な時期に行うべき、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものとする。公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に關し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するためにも、住民を始めとした各地方公共団体の計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、围については、地域において子供・若者育成支援に取り組む様々な方々の意見等の生後への積極的な関与の促進を図るべきであると考えられる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に「子ども・若者の貧困対策」に係る施策を策定し、実施する責務を有することを規定している。同法第9条に於いて、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を軸として計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。計画策定に係る地方公共団体の事務負担については、既に閣議の議員立法による改正法の公布後(令和元年6月18日)、各都道府県及び各政令指定都市において、子ども・若者支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・若者支援事業計画や次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実施計画に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実施調査を行う場合の参加となるよう、本年4月、実施調査の共通調査表を作成・公表している。これらの事務負担の軽減方針については、これまでにも機会を捉えて地方公共団体に対し周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。 計画策定のタイミングや期間については法定されており、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能である。前述のとおり、計画については、大綱を軸として、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて両計画を策定していくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にはその旨を説明してまいりたい。 計画の公表の義務付けについては、子ども・若者の貧困の実態が見えにくく見えるため支援が働きにくいことを踏まえ、住民を始めとした各地方公共団体の計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、围については、地域において子ども・若者の貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の生後への積極的な関与の促進を図るべきであると考えられる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。【法務省】 ⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省において、「地方再犯防止推進計画の策定・見直し」の取組や他の地方公共団体における取組状況に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定・見直しに関する地方公共団体に対する支援を行っていること、これらは、地方公共団体が計画策定の検討に資する材料を提供することなどを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。 また、地方再犯防止推進計画を一体的に策定することは可能であり、現にこうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の要否」に関する資料においても、その旨を説明していることである。法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立的性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る義務規定は努力義務規定であつて地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないこと及び他の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知するとともに、引き続き、再犯防止の取組を進めるに当たつて必要な情報の提供など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を行ってまいりたい。【厚生労働省】 ②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について 地方分権改革推進委員会提案募集検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児福祉所支援等を提供するための体制の確保が総合かつ計画的に図られるようすることを目的とするものである。 ・障害児総合支援法の基本理念を踏まえ、各地域において必要となる障害児福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの ・障害児福祉サービスの必要な見込み量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる。いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。 また、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害児福祉計画の策定及び障害児福祉サービスの必要な見込みみについては義務付けの存置を許容されていること。 ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。 計画を作成するに当たっては、 ・国の要する事項において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害児福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること ・障害児総合支援法第9条第7項及び児童福祉法第33条の22第6項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設けている場合、当該協議会の意見を踏まえるべきこと ・障害児総合支援法第9条第7項及び児童福祉法第33条の22第7項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することとされている障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を踏まなければならないこととされていること。 この点、提案団体の見解において関係者の協議会の活用について触れているが、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていた点により、効率化を行うことが可能である。 具体的には、国の定める基本指針において、障害児福祉計画等作成委員会として障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を活用する旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害児福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第36条第1項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。 また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項(例えば、必要な障害児福祉サービスの見込み量の確保方)があり、その事項については各自自治体の実情に応じて記載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。 なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び府内庁の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。 ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条) 一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画(以下「行動計画」という。)の策定については、子ども・若者支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という。)の制定により、次世代育成支援対策の中心となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」になり策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみを作成するとした場合、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・若者支援事業計画(以下「事業計画」という。)と一体のものとして策定して差し支えない。また計画の策定手続についても、一体的に実施して差し支えないこと、自治体の負担にも配慮したものであること、行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的類似性に留意しており、両者を一体的なものとするれば計画期間の問題も生じないため、围としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。 なお、行動計画の期間等については、ご提案も踏まえ、柔軟な取組が可能である旨、周知を行うこととした。⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) 第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望まれている。もとより当該規定は法律に盛り込まれた平成14年の改正法以降から、法上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、围としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を著実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴き取った上で、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。 なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が重複する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たつての都道府県等の負担を減らすことができるよう围として今後とも尽力していきたいと考えている。 ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画) (平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と体系を整理し、取り組むべき支援策を明確にすることが望まれている。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、围としては、社会的養育を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益は「いずれの地域においても実現されるべき」と考えられており、社会的養育を必要と推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取した上で、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定していただくことが望ましいと考えている。 なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等にに対し計画の策定に当たつての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、围として支援策を講じてきていること。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう围として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たつての都道府県等の負担を減らすことができるよう围として今後とも尽力していきたいと考えている。</p>	<p>【内閣府】 (6)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律31号)第2条の3に基づく都道府県基本計画(以下「基本計画」という。)の策定については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の効率的な実施を図ることとなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であると考えられ、平成16年の議員立法による改正法において、盛り込まれたものである。基本計画策定の趣旨は、配偶者からの暴力及び被害者保護の施策を踏まえつつ、きめ細かな施策の実施を図ることにある。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策は、一般的に広域管轄等から、個別のケースに対して行われる一時保護、広域多量にわたるものであり、また、こうした施策を効率的に実施していくためには、施策の基本的な取組方針、施策全体の方向性等を定めることにより、それぞれの施策を効率的、効果的に連携させることが重要であることから、計画を策定し、施策の実効性・有効性を担保する必要がある。また、地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)においても、DV防止法に基づく都道府県計画の策定に関しては、「国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に對して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合」に該当するものとしており、義務付けの存置を許容するものとして整理されているが、現状もその状態が継続している。 一方、DV防止法に基づく計画については、他の計画との統合は可能(既に多くの都道府県で実施済み)であり、計画期間(有無を含め)や計画改訂等の時期は、都道府県の裁量に委ねられている。このことについては、地方公共団体に対し、適切に周知を行うこととした。また、この範囲までを計画という形式で定めるかも各都道府県による一定の裁量と認められていることから、計画策定の事務負担軽減については、都道府県による工夫が可能であると考えられている。 また、計画の策定・変更の場合には、速滞なく、広く住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民が地方公共団体における支援体制や支援内容を容易に把握することができるようになり、それぞれが立場で、配偶者からの暴力の防止被害者に対する保護・支援と適切に調音することが可能になることから、公表の義務付けは重要であると考ええる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。③都道府県子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条) 法第4条においては、地方公共団体がその区域内における子供・若者の状況に応じて施策を策定し、実施する責務を有することを規定していることから、法第9条は、地方公共団体における計画の策定についての規定を設けているものである。一方、地域における子供・若者育成支援施策の推進に当たっては、地方公共団体の進捗から、それぞれ地域の実情に応じて施策が推進されるべきであり、法に基づく都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画の策定・見直しについては、各地方公共団体の適切な判断のもとで進められるべきものである。計画の策定・改定に当たっては、そのタイミングや計画の期間について、それぞれの地域の実情に応じて各地方公共団体が決定可能であり、また、各地方公共団体の総合計画を始めとする既存の計画等についても子供・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものであれば、法律等に基づく計画とみなすことも可能である。このことについては、これまで各地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合はその旨を回答してきており、今後も適切に回答してまいりたい。なお、今後都道府県の事業計画等の取組事項を併せてまいりたい。その上で、計画の策定・改定も、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものとする。また、当該自治体の判断の下で、適切な時期に行うべき、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を軸としたものとする。公表の義務付けについては、法第10条に規定された「子ども・若者の育成支援に關し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するためにも、住民を始めとした各地方公共団体の計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、围については、地域において子供・若者育成支援に取り組む様々な方々の意見等の生後への積極的な関与の促進を図るべきであると考えられる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。④都道府県計画(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」は議員立法により制定されたものであり、法第4条において、地方公共団体は、地域の状況に「子ども・若者の貧困対策」に係る施策を策定し、実施する責務を有することを規定している。同法第9条に於いて、都道府県及び市町村は、同法に基づく大綱を軸として計画の策定・見直しについても、各地方公共団体の適切な判断の下で進められるべきものである。計画策定に係る地方公共団体の事務負担については、既に閣議の議員立法による改正法の公布後(令和元年6月18日)、各都道府県及び各政令指定都市において、子ども・若者支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・若者支援事業計画や次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨を事務連絡により示している。さらに、平成28年度から地方公共団体が計画を策定・見直しする際の事務費や実施計画に要する費用について交付金による財政支援を行っているほか、地方公共団体が実施調査を行う場合の参加となるよう、本年4月、実施調査の共通調査表を作成・公表している。これらの事務負担の軽減方針については、これまでにも機会を捉えて地方公共団体にに対し周知してきており、今後も引き続き情報提供を行ってまいりたい。 計画策定のタイミングや期間については法定されており、地域の実情に応じて地方公共団体が決定可能である。前述のとおり、計画については、大綱を軸として、他の法定計画と一体のものとして策定することが可能であり、地方公共団体の判断により、他の法定計画の策定・改定のタイミングに合わせて両計画を策定していくことも可能である。このことについては、地方公共団体への説明の場等での周知や、地方公共団体から個別の問い合わせがあった場合にはその旨を説明してまいりたい。 計画の公表の義務付けについては、子ども・若者の貧困の実態が見えにくく見えるため支援が働きにくいことを踏まえ、住民を始めとした各地方公共団体の計画の内容を把握できる状況を担保することは重要であり、围については、地域において子ども・若者の貧困支援に取り組む様々な方々の意見等の生後への積極的な関与の促進を図るべきであると考えられる。なお、公表の方法については、特定の方式を指定しているものではなく、各地方公共団体の判断により適切な方法で公表を促している。【法務省】 ⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられていることから、法務省において、「地方再犯防止推進計画の策定・見直し」の取組や他の地方公共団体における取組状況に関する情報提供など、地方再犯防止推進計画の策定・見直しに関する地方公共団体に対する支援を行っていること、これらは、地方公共団体が計画策定の検討に資する材料を提供することなどを目的とするものであり、計画策定の要否に関する地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。 また、地方再犯防止推進計画を一体的に策定することは可能であり、現にこうした実例も複数存在し、法務省から地方公共団体に送付した「地方再犯防止推進計画策定の要否」に関する資料においても、その旨を説明していることである。法務省としては、地方公共団体がその自主性及び自立的性が十分発揮できるよう努めてきたところではあるが、御指摘を踏まえ、改めて、計画の策定等に係る義務規定は努力義務規定であつて地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではないこと及び他の計画と一体的に策定することが可能であることについて、地方公共団体に周知するとともに、引き続き、再犯防止の取組を進めるに当たつて必要な情報の提供など、地方公共団体のニーズを踏まえた支援を行ってまいりたい。【厚生労働省】 ②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について 地方分権改革推進委員会提案募集検討専門部会でも申し上げたとおり、障害児福祉計画は、各地域において、障害児福祉所支援等を提供するための体制の確保が総合かつ計画的に図られるようすることを目的とするものである。 ・障害児総合支援法の基本理念を踏まえ、各地域において必要となる障害児福祉サービス等の提供体制を確保するために必要な見込み量を設定するもの ・障害児福祉サービスの必要な見込み量を定め、必要量を超えて指定の申請が出てきたときには、都道府県は指定を拒否することができる。いわゆる総量規制の制度の根拠となるもの となっていることから、引き続き計画として作成する必要がある。 また、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害児福祉計画の策定及び障害児福祉サービスの必要な見込みみについては義務付けの存置を許容されていること。 ただし、その作成方法については事務負担等を考慮し効率的な方法をとることは差し支えない。 計画を作成するに当たっては、 ・国の要する事項において、地域の実情に即した実効性のある内容とする観点から、幅広い分野の関係者から構成される障害児福祉計画等作成委員会を意見集約の場として設置することが考えられること ・障害児総合支援法第9条第7項及び児童福祉法第33条の22第6項において、障害者等への支援の体制の整備を図る観点から、関係機関等により構成される協議会を設けている場合、当該協議会の意見を踏まえるべきこと ・障害児総合支援法第9条第7項及び児童福祉法第33条の22第7項において、当該都道府県における障害者に関する施策の総合かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することとされている障害者基本法第36条第1項の合議制の機関の意見を踏まなければならないこととされていること。 この点、提案団体の見解において関係者の協議会の活用について触れているが、障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を「関係者の協議会」としていた点により、効率化を行うことが可能である。 具体的には、国の定める基本指針において、障害児福祉計画等作成委員会として障害者基本法第36条第1項の合議制の機関を活用する旨を記載しており、これにより「関係者の協議会」＝「障害児福祉計画等作成委員会」＝「前述の障害者基本法第36条第1項の合議制の機関」とすることが可能となっており、事務負担の軽減が可能となっている。 また、現時点でも既に、障害児福祉計画に盛り込む事項について、記載が努力義務となっている事項(例えば、必要な障害児福祉サービスの見込み量の確保方)があり、その事項については各自自治体の実情に応じて記載するか判断できるため、事務負担を軽減する余地があるところ。 なお、パブリックコメントの有無については、行政手続法の趣旨に基づき各地方公共団体において条例において定めているものであること、議会説明及び府内庁の幹部会議への説明については各地方公共団体毎の意思決定の方法の問題であることから、それぞれ提案団体内において、負担軽減のための取組について検討を行っていただきたい。 ⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条) 一次回答でもお答えしたとおり、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画(以下「行動計画」という。)の策定については、子ども・若者支援法(平成24年法律第65号)(以下「支援法」という。)の制定により、次世代育成支援対策の中心となる保育サービスや各種の子育て支援事業は同法に引き継がれたことから、「できる規定」になり策定は任意化されている。また、策定する場合であっても、特定の事項のみを作成するとした場合、柔軟な対応が可能である。行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、支援法第62条第1項に規定する都道府県子ども・若者支援事業計画(以下「事業計画」という。)と一体のものとして策定して差し支えない。また計画の策定手続についても、一体的に実施して差し支えないこと、自治体の負担にも配慮したものであること、行動計画策定指針において、行動計画と事業計画との一体策定を明示しているのは、前者が次世代育成支援対策のために策定するものであること、後者が次世代育成支援対策の中核となる保育サービス等の推進のために策定するものであること、という両者の目的類似性に留意しており、両者を一体的なものとするれば計画期間の問題も生じないため、围としては行動計画と事業計画の一体策定を推奨している。 なお、行動計画の期間等については、ご提案も踏まえ、柔軟な取組が可能である旨、周知を行うこととした。⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条) 第1次回答でお答えした通り、ひとり親家庭等に対する施策が総合かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが望まれている。もとより当該規定は法律に盛り込まれた平成14年の改正法以降から、法上、自立支援計画の策定は任意としており、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、围としては、地域のニーズに対応したひとり親家庭等への支援施策を著実に実施していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴き取った上で、地域の実情を踏まえつつ、自立促進計画を策定いただくことが望ましいと考えている。 なお、自立支援計画についてはもとより他の内容が重複する計画と一体のものとして策定して差し支えないものであるが、この旨を改めて明確化し都道府県等に周知するなど、計画策定に当たつての都道府県等の負担を減らすことができるよう围として今後とも尽力していきたいと考えている。 ⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画) (平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知) 第1次回答でお答えした通り、平成28年改正児童福祉法において明記された子どもの家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、都道府県等における社会的養育の体制整備の基本的考え方と体系を整理し、取り組むべき支援策を明確にすることが望まれている。もとより局長通知に基づき技術的助言として都道府県等に社会的養育推進計画の策定を依頼しているところであり、法上社会的養育推進計画の策定を義務付ける根拠はなく、策定するか否かの判断は都道府県等の裁量に委ねられている。一方で、围としては、社会的養育を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益は「いずれの地域においても実現されるべき」と考えられており、社会的養育を必要と推進していただくため、地域住民や関係機関等のご意見を聴取した上で、地域の実情を踏まえつつ、社会的養育推進計画を策定していただくことが望ましいと考えている。 なお、計画の策定に当たっては、計画の策定要領を示しているほか、都道府県等にに対し計画の策定に当たつての課題等に関するヒアリングを実施するなどして、围として支援策を講じてきていること。今後とも、都道府県等における社会的養育の推進を計画的に進められるよう围として都道府県等における取組を支援していくとともに、計画策定に当たつての都道府県等の負担を減らすことができるよう围として今後とも尽力していきたいと考えている。</p>	<p>【法務省】 ⑧再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律104号)第3条第1項及び同条第3項については、地方公共団体の判断により、関係機関による協議会等における協議結果を計画の一部として活用することが可能であること、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (8)子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律71号)子ども・若者計画(第9条1項及び2項)については、以下のとおりとする。 ・子ども・若者育成支援推進大綱(第8条1項)を軸とした内容であれば、総合計画と地方公共団体に係る既存の計画等を併せて計画とみなすことが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (12)子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律64号)子どもの貧困対策についての計画(第9条1項及び同条2項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (17)再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律104号)地方再犯防止推進計画(第8条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するため、地方再犯防止推進計画の策定の手引き(令元法務省)を改定し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (三)障害児福祉計画(33条の20第1項及び33条の22第1項)については、計画に定めるように努めるものとして定める事項(33条の20第3項及び33条の22第3項)を記載するか否かは地方公共団体の判断によること、地方公共団体が計画において障害者基本法(昭45法84)第36条1項及び4項の合議制の機関を設けている場合には、当該計画の策定及び変更に向けた意見集約の場として当該機関を活用することができると、地方公共団体に次回の「障害児福祉サービス等及び障害児育成支援策の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年労働省告示116)の改正案」に改めて通知する。 (26)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129) (4)自立促進計画(12条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所設置町村(以下この事項において「都道府県等」という。)がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、都道府県等に令和2年度中に通知する。 (31)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律120号) (1)行動計画(8条1項及び9条1項)については、地方公共団体がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。 (46)社会的養育推進計画の策定に関する事務 社会的養育推進計画については、地域の実情を踏まえつつ、都道府県、指定都市及び児童福祉所設置市(特別区を含む。)以下この事項において「都道府県等」という。)の判断により策定されるものであること、都道府県等に令和2年度中に通知する。</p>	<p>【法務省】 ⑧令和3年3月 【法務省】 ⑧再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律104号)第3条第1項「地方再犯防止推進計画の策定の手引き」を改定し、地方公共団体に通知した。</p>			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				提案を踏まえ、郵送交付による本人受領の確実性、郵送代金の負担方法、特別永住者証明書の返納に係る取扱い、交付年月日に係る取扱い等、交付方法の変更に係る必要な検討を行う。	5【法務省】 (5)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平3法71) 以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能とする。 ・居住地以外の記載事項の変更の届出に係る交付(11条2項) ・有効期間の更新の申請に係る交付(12条3項) ・紛失等による申請に係る交付(13条2項) ・汚損等による申請に係る交付(14条4項)	省令	令和3年3月18日公布、令和3年5月1日施行	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法施行規則の一部を改正する省令(令和3年法務省令第9号)	